

明日香村農業従事者支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、農業従事者の高齢化及び後継者不足などによる農業の衰退や農地の荒廃化が進むなかで、農業の担い手を確保及び育成し、地域農業の振興を図るため、家族経営や兼業農家など幅広い農業従事者を対象として、予算の範囲内で補助金を交付するものとし、その交付に関しては、明日香村補助金等交付要綱(平成16年明日香村要綱第5号)に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(補助対象者)

第2条 補助金の交付対象者は、次の各号に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 明日香村農家台帳に記載されている農業経営者
- (2) 村内に住所又は事務所を有している者
- (3) 村内で生産した農産物又は加工品の販売を行う意志がある者
- (4) 今後も5年以上継続して村内で農業を営む意志がある者
- (5) 村税等の滞納のない者

(補助対象経費)

第3条 補助の対象となる経費は、農産物の生産及び加工等に必要な機械又は施設(以下「機械等」という。)の整備等に要する、別表に定める経費とする。

2 対象となる機械等の単価の下限額は300千円とする。

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、補助対象経費の10分の3の額とし、1,500千円を限度額とする。ただし、補助金の額に千円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

2 補助金の交付は、1者につき1回限りとする。

(補助金の交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、明日香村農業従事者支援事業補助金交付申請書(様式第1号)及び誓約書(様式第2号)に、次に掲げる書類を添えて、村長に提出しなければならない。

- (1) 取得する機械等の性能及び規模等の詳細が分かる書類

- (2) 見積書の写し
- (3) 納税証明書
- (4) その他村長が必要と認める書類
(補助金の交付決定及び確定)

第6条 村長は、前条の規定により補助金の交付申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、明日香村農業従事者支援事業補助金交付決定及び確定通知書(様式第3号)により、当該申請者に通知するものとする。この場合において、村長が補助金交付の目的を達成するため必要があると認めるときは、条件を付けることができる。

(指示及び検査)

第7条 村長は、補助の指令を受けた者に対し、必要な指示、又は書類等の検査をすることができる。

(実績報告)

第8条 補助の指令を受けた者は、事業完了後、明日香村農業従事者支援事業実績報告書(様式第4号)に、次に掲げる書類を添えて、村長に提出しなければならない。

- (1) 明日香村農業従事者支援事業補助金交付請求書(様式第5号)
- (2) 取得した機械等の支払いを証する書類
- (3) その他村長が必要と認める書類

(補助金の交付)

第9条 村長は、前条の規定により実績報告があったときは、その内容を検査し、適当と認めるときは、補助金を交付する。

(管理義務等)

第10条 事業により取得した機械等は、補助の目的に反して使用、売却、譲渡、廃棄、交換、又は担保に供してはならない。

2 事業により取得した機械等については、善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。

3 前項の管理の期間については、取得した機械等が処分制限財産に該当するため、その耐用年数とする。

(書類の保管)

第11条 補助金の交付を受けた者は、補助に関する書類等を整理し、補助金の交付を受けた年度終了後5年間は、これを保管しなければならない。

(補助金の返還等)

第12条 村長は、補助の指令を受けた者又は補助金の交付を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助の指令の全部若しくは一部を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部の返還を命ずることがある。

- (1) 第6条の規定により村長が付けた条件に違反したとき。
- (2) 第7条の規定による村長の指示に従わなかったとき、又は検査を拒んだとき。
- (3) 第10条の規定に違反したとき。
- (4) 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。

(補則)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は村長が定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和4年7月4日から施行し、令和4年4月1日から適用する。

別表（第3条関係）

<p>補助対象となる経費</p>	<p>農産物の生産及び加工等に必要な機械又は施設の整備等に要する経費</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 農業用機械（トラクター・田植機・コンバイン・ハンマーナイフモア等）の取得 2. 米の乾燥調製に必要な乾燥機、粃摺り機、袋詰め機、色彩選別機及び建物等の整備 3. 農産物の集出荷に必要な選別・選果用機械、冷却・冷蔵用機械、検査用機械、出荷用機械及び建物等の整備 4. 野菜、果樹等の育苗・栽培に必要な施設の整備 5. 農産物の処理・加工・冷蔵・貯蔵・包装に必要な機械、建物等の整備 <p>※中古機械及び中古施設（中古資材等を活用して整備する施設も含む。）の場合、適正と認める価格で取得されるものであること、また残存耐用年数がおおむね2年以上のものであること。（販売店等による2年以上の保証があるものに限る。）</p>
<p>補助対象とならない経費</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1. 上記機械等の購入に伴う運搬費、保険料、消耗品費、諸手続費用 2. 中古機械及び中古施設の故障や不具合にかかる修理費用 3. 機械等の更新（買い替え）のための既存機械等の撤去・廃棄費用 4. オークション品（インターネットオークション、フリマサイトを含む。）及び個人販売品 5. 運搬用トラック（軽トラ等）、パソコン、フォークリフト、ショベルローダー、バックホー等、農業経営の用途以外の用途に容易に供されるような汎用性の高いもの。

